## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3181005			<b>処分名</b> 使用		用許可の取消し等		
区分	不利益処分·条 例		条	<b>心分権者</b>	指定管	理者		
担当 部署	部 産業振興部		課	産業政策課				
根拠 規定	<b>鈴鹿市労働福祉会館条例</b>						第10条	
基準規定	1	鈴鹿市労	動福祉	会館条例			第10条	
	2	鈴鹿市暴:	力団排	除条例			第9条	
	3							
処分基準	設	定の有無	有	当初設	定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年5月14日
	非公開該当			<b>未設定理由</b> 祉会館条例				
	(使用許可の取消し等) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しく は使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者において特に必要があると認めたとき。 【第10条第1項第3号補足事項】 ・特に必要があると認める基準 ①感染症流行などの社会的要因や自然災害などの影響により、使用することが不適切または 困難な場合 ②公共事業など市民や労働者のために優先的に使用する必要がある場合 〇鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項							
	の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。							
標準処理期間	設:	定の有無		当初設	定日		最終更新日	
		期間						
聴聞等	聴昂	<b></b>						
備考								